

平成 29 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議長の諮問に関する事項	1
1. その他	20

平成 29 年 4 月 20 日（木曜日）

議会運営委員会会議録

平成29年4月20日 木曜日

午前10時02分開議

午前11時30分開議（実時間81分）

○本日の会議に付した案件

1. 議長の諮問に関する事項

（1）議会改革について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	中山諭扶哉君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 亀田英雄君
成松由紀夫君
前垣信三君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 嶋田和博君

○記録担当書記

嶋田和博君
増田智郁君

（午前10時02分 開会）

○委員長（野崎伸也君） ただいまから議会運

営委員会を開会いたします。

◎議長の諮問に関する事項

○委員長（野崎伸也君） それでは、1、議長の諮問に関する事項の（1）議会改革についてを議題とします。

まず、③会議出席費用弁償の見直しについてであります。前回の委員会におきまして4案が示されました。第1案は、会議出席費用弁償は廃止とする。第2案は、距離に応じた交通費に相当する実費支給のみとする。第3案は、各会派から新たな提案をする。第4案は、現行どおりに支給する。

以上の4案をベースに論議をしていきたいというふうに思いますが、第3案の各会派からの新たな提案につきまして、どなたか御提案ございますでしょうか。ありませんか。新たな御提案はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、なしということでございますので、4案としておりましたけれども、3案ということで論議を進めていきたいというふうに思います。

各会派のほうはですね、前回は各会派の意向のほうは一応伝えていただきましたけれども、それにお変わりはありませんでしょうか。

前回のですね、会議のときに自民党3会派からは現行どおりの支給というようなお話があったておりました。政友会のほうも現行どおりと。改革クラブ、無所属未来のほうは実費のみ支給というようなことでございました。

○委員（松永純一君） 連合市民クラブの提案の中でですね、廃止するという案ですね、それから実費支給という案があるわけですね。この実費支給というのは、要するに車賃だけをキロ数に応じて実費支給するということで、日当については廃止ということですか。そのあたりの確認をしたいんですが。

○委員長（野崎伸也君） 提案の内容ですけれども、車賃のみ、日当の３０００円相当額ですかね、というのについては、私、連合市民クラブとしては廃止ということで提案をしたいということでございます。つまり、キロ数に応じた車賃のみを提案するというところでございます。

○委員（松永純一君） ということは、一人一人の、ここが拠点ですから、私であれば、私の自宅からここまでの距離が例えば２０キロだとすると、往復４０キロですから、３７円に４０キロを掛けて千何百円かになるということでの提案ということですか。

○委員長（野崎伸也君） そのとおりです。

○委員（松永純一君） 確認は終わりました。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。今の確認事項も踏まえまして何か皆さん方からございませんか。会派での論議内容について披瀝いただいても結構かと思えますけれども。

○委員（松永純一君） もう一つですけど、今、議論になっているのは、八代市議会議員の議員報酬等に関する条例ということに入っておるわけですね。市職員等の旅費に関する条例というものもあるんですよね。これを見てみると、要するに議員の車賃、それから日当、それから宿泊料、それから食卓料ですね。これに類似するというか、関連している職員等の旅費に関する条例というのがあるんですけども、これは市長から副市長、教育長、監査委員とか、あるいは職員ですね、７級の者とか、５級の者とかというの、やっぱり給料はもらっておりますけれども、一応旅費として１キロ当たり３７円、それから日当については市長が３０００円、あとは２７００円とか、２５００円とかあるわけですね。宿泊料についても市長が１万４８００円、食卓料は３０００円。ですから議員は市長と合わせてあるわけですね。議会というのは議員が決めればいいことですから、条例内容は議員発議で変更できるんですけども、そ

ういったものの職員等との関連もありますので、日当を廃止するというのはいかななものかなというふうにもちょっと思ったところです。

これは要するに財政寄与というか、そういうことですが、もし全廃した場合に、私は決算書を見たんですけども、なかなか費用弁償というのが出ていなかったんですよね。ですから幾らぐらいになるのか。あるいは実費支給にした場合に幾らぐらい削減されるか。この辺は連合市民クラブは計算しておられますか。

○委員長（野崎伸也君） 代表として、私、委員長のほうから答えますけれども、提案する際にですね、事務局のほうに一旦確認をさせていただいたところがあります。次長、ありますか、資料は。

○議会事務局次長（嶋田和博君） はい。

○委員長（野崎伸也君） じゃあ、お願いします。

○議会事務局次長（嶋田和博君） ただいまの会議出席費用弁償の予算上の措置、実績ということでございますけれども、平成２７年度の決算ベースで申し上げますと、会議出席費用弁償に係る経費は４７１万７００円、平成２８年度決算見込み額で申し上げますと、現時点で４８０万２４００円ということになっております。このうち、日当相当部分はどれだけを占めているかということですが、先ほど来出ていますとおり、現在、条例で定められました会議出席費用弁償というのは実費相当分プラス日当３０００円が含まれたものとなっておりますので、この日当部分に占める経費というのは、平成２８年度の決算見込みで４８０万２４００円のうち、日当相当部分が３８１万３０００円ということです。したがって、実費相当部分は約１００万円程度ということになっております。

○委員（松永純一君） じゃあ、廃止した場合に大体５００万弱、それから実費という提案にした場合には約４００万程度が財政寄与できる

というようなことですね。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○委員（松永純一君） そういうことで理解しました。

○委員長（野崎伸也君） ほかに。自民党会派はございませんか。

○委員（古嶋津義君） うちが4月10日に会議をしましたが、一応、現行どおりということ。

○委員長（野崎伸也君） 現行どおり。変わりなしということですね。

○委員（古嶋津義君） はい、変わりなしです。

○委員（増田一喜君） うちも現行どおり。

○委員（村川清則君） 礎も同じです。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

○委員（中山諭扶哉君） 改革のほうは、2案の実費のみということでございます。

○委員（山本幸廣君） 未来はですね、この前、5名で長時間にわたって議論をして、今、副委員長が言われた中身も含めてから精査をする中で、予算のところをちょっと今回お聞きしながらその判断をしようかなということで。実費という形をとっておったんですが、そうなれば執行部と合わせたほうがいいんじゃないかなという声が、最終的にですね、現行どおりというような形の中で、という意見の中で集約をしたというのが未来の考え方であります。中身の精査というのなものなかなかできなかったもんですけんでから、5人の意向としては、きょうの会議の中ではそのような方向づけで行こうかなという考え方があります。未来としてはですね。

○委員（村上光則君） うちはこの前も現行どおりということだったと思いますが、そのとおりでいいと思います。

○委員長（野崎伸也君） 前回から、会議されて来ていただいたんですけども、変わりはないような感じがします。若干、今、松永委員か

ら質疑もあったんですけども、そこら辺のところも踏まえるとですね、皆さん方が財政寄与の関係ですよね、についてはいかがな見解を持たれているのかなというのを少しお聞きをしたいなというふうには思ったんですけども。

○委員（松永純一君） 財政寄与についての考え方ですけども、今、議会改革の特別委員会で定数削減について議論がされておりますよね。何人になるのかわかりませんが、削減されるのはされると思うんですよね。そうすると、1人当たり何百万という単位で削減ができますので、そういった議会の改革というのは削減でできると思うんですよね。

ですから、こう言うてはいけませんが、小さいところをさわるよりもですね、そこは定数削減あたりをですね、やっぱりしていったほうが、額も結構、仮に1人削減したとしてもですね、これよりかなりの額になるだろうと思うんですよね。ですから、何人かわかりませんが、そういったことが今、議論をされて、恐らく削減の方向じゃないかなと思います。そういったところで、今回、議会改革ということになればそれでもいいんじゃないかと思うんですけどね。財政寄与という観点ではそういう考え方もあるんじゃないかと思います。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。自民党会派のほうからは何か話し合いの中ではそういった考えはありませんでしたか、財政の関係については。

○委員（古嶋津義君） うちが財政の話はなかったと思いますけれども。いろいろありまして、小さなことよりもっと大きなことのほうを改革したほうがいいんじゃないかという話は出ました。例えば、8月にちょっと選挙がありますが、なかなか立候補者も少ない。どこにやっぱりその辺があるのかなと考えてみれば、やっぱりあんまり締めつけてあるからという話も出ておりました。そういう中で、現行どおりでい

いんじゃないかという話でうちはまとまったところですよ。

○委員（村川清則君） とにかく若い人が立候補しやすい、報酬面についてもだし、こういう費用弁償についても立候補しやすい環境でなければならぬと思いますので、最低限、現行どおりという話が多く出ました。

○委員（増田一喜君） うちも、3会派一緒に会議してますから、同じようなことですけどね。やっぱり、今は耳ざわりのいい話なのかもしれないけれども、将来のことを考えれば、本当に若い連中が出てこれない。私たちもどうせそのうちには去っていかないけぬ立場じゃありますけれども、若い連中が出てこれるような環境はやはり保持せないけぬのじゃないかなということで、やはりそんなに性急にどうのこうのといっただけじゃなくて、しばらく余裕を持って考えたほうがいいのかなということで、さしよりは現行どおりという結論に至ったということです。

○委員（中山諭扶哉君） 改革クラブとしては、そうですね、特にこの件に関しては実費で市民の理解が得られるんじゃないかということで、特にそれ以外の意見というのはですね、出なかったということです。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。現行どおりというようにところが多かったんじゃないかなというふうに思うんですけども、2会派、3会派ぐらいは実費支給というところもあります。

あわせてですね、松永委員から先ほど質疑もあったんですけど、日当を廃止するのはいかなものかというようなことがあったんですけども。職員のほうについては旅費規程というようにところがございますので、ここ八代を出ていった場合のという話に基準を定めているというふうに私は理解をしているんですよ。日当というのが、議員に対して、同じ八代市内で会

議があるときに出てきてもというのはちょっと、最近の御時世からするとナンセンスじゃないかなというような思いでというような提案でもございますし、あと、そういった感覚の中です、全国的に廃止、全廃であったり、あとは実費支給だったりというふうに見直されてきているというのもあって、今回、提案をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいなというふうには思います。

○委員（松永純一君） ただいまのことに反論するわけじゃないんですけども、市職員の場合はですね、旅費に関する条例となっているんですよ。ところが、議員の場合は、市議会議員の報酬等に関する条例の中です、第5条に費用弁償として旅費を支給するとなっている。ここがですね、条例が間違っているとは言わないんですけども、八代市議会議員の旅費に関する条例というのであればですね、今、委員長が言われたのはすっきりするんですけども、市職員の場合は旅費に関する条例、議員の場合は報酬等に関する条例、その中で費用弁償として旅費を支給するというものですから、旅費には間違いないんですよ、条例上。ですから私は、日当を削減するのはどうかなというようなことを考えたわけです。

○委員長（野崎伸也君） 皆さん方の話し合いの中のということでお話をいただいたところから拾いましたけれども、自民党さんのほうからは、余り締めつけというか、若い人たちがなかなか立候補できないような状況をつくともいかなものかというような話もあったかと思えます。これを削減したとしてもそれほどですね、財政効果的には少ないんじゃないかと、もう少しやるべき部分があるんじゃないかというような話もありましたので。

もう一つ皆さんに持ち帰りというか、提案をちょっとさせていただきたいんですけども、報酬の関係ですね。議員報酬の関係だったり、

これも先ほど言いました報酬等の中の条例の中の一つというようなことでございますので、その報酬の関係についてもですね、ぜひ皆さん方の会派からですね、費用弁償を含めたですね、報酬の今後のあり方とかですね、そういったものをちょっと意見聴取していただければどうかなど。

本来であれば、議員定数を削減するというような中であれば、そのところもですね、さわらないかぬ部分じゃないかなというように思いは私としてはあったんですけども、なかなか項目としては上げられてなかったと。それを意見聴取して、今後、それを議論していくかというようなことはございませんけれども、セットですね、そういうところを考えてみるべきじゃないかというふうに思いますので、皆さん方が、若い世代の方々がなかなか立候補できない状況をつくるのもいかなものかというような話もありましたので、そこら辺の意見聴取のほうをですね、ちょっとお願いをさせていただければというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 要するに、連合市民クラブからですね、費用弁償の廃止等々についても、今、委員長が言われたように、現在では多くの地方議会というのがいろんな問題視をですね、されて、国民からの見る目というのは本当に厳しい目があるわけですね。そういう中で、連合市民クラブとしての御提案がなされたという中で、今、意見なりを集約をしてきた、各会派からの考え方をされとるんですけども、その面については私どもも理解をしたいとします。その面についてはですね。

廃止をするか、それとも実費だけですか、現行どおりですかと3案あったんですけども、現行どおりの問題についてもいろいろとやっぱり議論はありました。実費についてもですね、うちの中でもやっぱり車賃のキロメートル37円という中で。そのとき私ども、日

当の1日につき3000円を含んだんかなということでもう大変議論したんです。そうした中で、いや、含んでないという状況だったの。それは報酬等も含めてですけども、私たちが議論したのは。報酬等については、はっきり言ってから、今までずっと、旧八代市のころから凍結みたいになってきていましたからですね。財政健全化団体に入った直後ぐらいからですけども。

そういう中で、やっぱり類似都市等を含めれば、やはり議員報酬については安いというような状況でありますので、そういうのも含めた中で、じゃあ、現行どおりという形の中をですね、私たちは5人しかおらんですけど、そういうのを含めてうちは議論したんです。それならば現行どおりのほうが、今のところは議員の報酬を、議員定数を削減したからすぐ上げるということはなかなか難しいという状況で、じゃあ、費用弁償については現行どおりの方向でということでもとまったというような状況です。これは会派としての意見ですからですね、皆さん方の意向を聞きながら、最終的に委員長、副委員長、私たちで決めていかないかとですけども。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。

今、山本委員がおっしゃられたとおりに思うんですよね。提案した側からすると、ここを廃止して議員報酬のほうに話を膨らませていったほうがいいのかというようなところもですね、なきにしもあらずではあったんですけども、やっぱりおっしゃるとおり、すぐすぐですね、それができるかどうかというのは今後の議論次第だろうとは思いますが。そういった思いで、まずはここら辺から手をつけていったらどうかという思いで提案させていただいております。（「もう一回だけ持ち帰らせてください」と呼ぶ者あり）意見聴取のほうのお

願いもさせていただきましたので、こちらの件については、費用弁償の廃止、あるいは実費支給の関係ですよね、についてはもう一度持ち帰りのほうをお願いをさせていただければというふうに。提案した側からも、ちょっともう一回持ち帰らせていただきたいというような思いもありますので。実費支給というような会派もおられましたので。

○委員（山本幸廣君） 現行どおりの実費でも同じことですが、数字がどう変わるかということ、そこまで考えてなかったもんですからね、私たちは。だから持ち帰りをお願いしたいと委員長に御提案しているんですね。数字が、現行どおりにするならば現行どおりで、前のままの数字でいいのかと、新現行どおりとか、そういうのを考えたらどうかなというふうに、私どもで意見が出とったもんですけね。まずは、そういう集約の中では未来としては現行どおりという形になったんですけど、数字についての議論はですね、やっぱりしようかなということはありませんか。

○委員長（野崎伸也君） この件について何かございますか。

○委員（古嶋津義君） うち、先ほど申し上げましたように、4月10日の会派の中でちょっと報酬のことも出たのは出たんですよ。しかし、議員の定数削減にリンクしていきますけれども、報酬を少し上げると若い人が、議員だけでやっている人は無理じゃないかという話も出ましたが、この報酬について、やっぱり報酬等審議会がありますので、そこが大事なことで、私どもは私どもで上げるわけにはいきませんので、その辺のところはもう一回持ち帰って、報酬に、先ほど委員長が言ったように意見聴取のほうをやってみたいというふうに思っております。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） なければですね、③会議出席費用弁償の見直しの件については一旦持ち帰りいただくということで決定することに御異議ありませんか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） じゃあ、持ち帰りということでお願いいたします。

それでは続きましてレジュメ④、管外行政視察の見直し、視察成果の反映ということでございます。こちら、今回はたたき台のほうをですね、提案していきますというようなことでもございました。提案していただきました。資料のほうをお配りさせていただいております。改革クラブのほうからですね、若干、御説明いただければと思います。

○委員（中山諭扶哉君） 会派のほうですね、ちょっとこれについて検討させていただいた結果ですね、少々文言のですね、変更をさせていただきまして、順番についてもちょっと変更をさせていただいたというところで、委員長のほうに御案内した結果ですね、この新しい申し合わせ事項をつくっていただいておりますというところで、ありがとうございます。内容についてはですね、改革クラブとしては、2番目と4番目ですね、これ、以前は逆になっとったと思うんですけど。視察前にですね……。

○委員長（野崎伸也君） 中山委員、今回初めて提案です。

○委員（中山諭扶哉君） そうですか。（「きょう初めて」と呼ぶ者あり）済みません。たたき台のほうをですね、そしたら、つくらせていただきましたので、一応、1番から6番までということで確認をしていただきたいというふうに思います。

主にはですね、議員の意識、そしてですね、市民の感情等にですね、配慮をさせていただ

てですね、どう行政視察を市政につなげていくかということを念頭にですね、つくらせていただきました。御確認をお願いしたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） 委員長、副委員長も一緒にですね、案のほうを作成させていただきましたが、副委員長のほうから何かございますか、つけ足して。

○委員（松永純一君） 1 番目のですね、視察先の選定については、各委員が研修先と研修目的、それから研修テーマも後で考えついたのがあるんですね。研修テーマ等を記載した用紙とありますけども、実際にこの用紙がどうなるかということですね、委員長が提出を求め、委員長に提出するわけですが、恐らくこの用紙というのは、何々委員会行政視察調査票か調査書というようなものになると思うんですね。

ですから、申し合わせ事項ですから、具体的に用紙ではなくてですね、やっぱり私であれば建設環境委員会行政視察調査票とかということですね、研修目的、研修テーマ、それから研修先、考えられる日時等をですね、書いて、委員長に提出したほうがいいんじゃないかというふうに思います。この研修の見直しというのは大事なことなんですね。ですから、そういうふうにして、各常任委員会で共通した、今、求められている行政視察を行うということで、そういうふうに提案したいと思います。

あと、もっと重要なことは、視察後にどういうふうに市政へ反映するかということが最も重要なことだろうと思うんですね。ですから、ここにおおむね1 カ月というふうに書いてありますけれども、こういったことをもうちょっとですね、おおむね1 カ月以内に、いわゆる行政側と視察に行った議会側と情報を共有するために委員会を開く。この委員会を正式な所管事務調査の委員会にしていくのか、先ほどの費用弁償

の件もあるんですけども、そういったことにするのか。あるいはそうじゃない——、そうじゃない委員会というのはないんでしょうけれども、費用弁償等が伴わないものにするのかですね、そのあたりもちょっとやっぱり詳しく、申し合わせ事項の中にはきちんと決めてですね、そして執行部は、担当課長とか担当係長とかですね、必要があれば部長とか次長にも出席していただくとかですね。そういった、もう少し6 番について、後で考えたんですが、もう少しやっぱり申し合わせしとったほうがいいかなという部分もあるかと、私はそういうふうに今、思いました。

○委員長（野崎伸也君） 今回初めて皆さん方への提案ということでございましたので、なかなかすっと入っていかない部分があるかもしれませんが、あらかた、今、中身のほうはですね、読んでいただけたのかなというふうには思います。これについて何かございますか。御意見等ございますか。

○委員（村川清則君） 5 番目に、委員それぞれが復命書を作成しとありますけれども、これは所見のことですか。復命書ですか。復命書なら同じような内容になると思いますよ。

○委員（松永純一君） この復命書というのはですね、私たちは今、行政視察に会派で行きますよね。そのときも復命書ということで出すんですけども。（「まとめて出しますよね」と呼ぶ者あり）その復命書というのはですね、結局、どこどこにいつ、どういうテーマで行ったと、どういったやりとりをしたとかですね。そして、所見も含むわけですよ、要するに。所見といえ、どう感じたかというようなことを書くわけでしょう。しかし、復命書というのは全てのことを含んでいるということで、そういう理解で復命書というふうにしました。当然、所見も含むということです。

○委員（村川清則君） それを委員全員が書く

ということですか。

○委員（松永純一君） そこもですね、提案としてはですね、やっぱり一人一人所見も違うでしょうし、どういうことを、例えば質疑応答とかありますよね。そういうのも一人一人違うんだと思うんですよ。私がこういったことについて質問したら、こういった答弁がありましたとかですね。そこらあたりも含めて、復命書ということでですね、これには書かせていただいたということです。適当でなければですね、それは変えてもいいんですけども。きょう、初めての提案ですから。

○委員（中山諭扶哉君） 今、復命書ということでありましたけれども、現状は会派で出しているような復命書と同じような内容ということで捉えていいですかね。

○委員（松永純一君） 復命書というのは、要するに復命ですから、行って帰ってきてからですね、書くものですので、そういったことで。今、会派がどういったふうに出されているか、全ての会派はしておりますけれども、やっぱり復命書というのは一人一人提出するものだというふうに、私はそういう理解で書かせていただきました。第1回目の提案です。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。

○委員（村上光則君） 先ほど、副委員長が言われた6番のですね、今まで私も18年間、視察に行ってきましたけれども、この前も言いましたように、市政の反映に何があったんだろうかと。そうすると、また私も市民との会話の中でですね、あんたたちは、視察、視察って、何しが行くとかって、旅行だろうむねて、そういう意見が非常に多かったですよ。だからもうそぎゃん言われてまでですね、私はああいう勉強をしている、ずっと何時間もですね、いろいろと勉強をしながらしてくるんですが、市民の人は全くそういう気持ちじゃないと思います。

私も、ほとんど議会の終わった時点で会合をですね、10団体ばかりとすつとですが、たびたびそういうことを言われます。だから私は、本当に視察は嫌なんですよ、はっきり言って。だから、やっぱり市政の反映になるような、視察後に執行部とのやりとりとか、そういうやっぱり効果を何か出さんといかぬなという気持ちがあるもんですから。そういう形をとればですね、視察も非常に効果的なものになると思いますけれども、今までやってきて、じゃあ、何が反映できたのかなと言え、誰もそれにお答えできる人はおらぬだろうと私は思います。そういう気持ちです。

○委員長（野崎伸也君） そういった市民の皆さんに、これまでのいろんな、どこどこに行つて、どういった研修をして、どういった所見があったというところまでお伝えができていなかった部分というのも今回やりたいんだということで、ホームページのほうにいろんなことを掲載していこうというようなことで提案もあっておりますし、やっぱり発信していかなとですね、なかなか市民の皆さんも御理解いただけないのかなと思いますので。

○委員（増田一喜君） 6番目の市政への反映方法などを検討する、これだけ読めば、視察に行ったら他市の方法とか、よかったとか何かあるんでしょうけれど、何か全て本市に反映せないけぬのかなというふうに受けとれるんですよ。必要とあらばそれは反映する必要があるでしょうけれども、このことだけでは、何でもかんでもそこでよかったと言われれば、全部本市に合うようにしてやらなきゃいけぬという、それは少しいかがなものかなと。

やっぱり本市は本市の特徴とかがあって、その中でやられているところがあるだろうから。それはどういう意味合いなんですかね。市への反映方法などを検討するとか、行ったら必ず向こうのいい

ところを全部取り入れてしまうのか、それをどう取り入れたらいいのかということをやられるのか。そういう意味でされているのか、それとも、やっぱりほかのところはそれ特徴があるけど、だけどうちにはそれは合わないとなったときには、それはそれでこの件については反映する必要はないんじゃないかという、そういう結論を出されるとか、そういう意味合いが何かあるんですかね。私はこの文章だけを読んだら、何か全て取り入れなきゃいけないというふうに聞こえるというか、なるんですけれど、これはどんな意味合いなんですかね。

○委員（松永純一君） 私は最初のほうで、視察後の見直しというか、視察成果の反映という、改革クラブさんの提案の中で最も重要なことだというふうに申し上げたんですが、村上委員からですね、市民はそうは思っていないぞということ、結局、視察に行ってよかったことも、よくないこともあったかもしれませんが、そういうのがやっぱり反映されていないと。ここがですね、やっぱり大事なことであって、それを反映させるためには、議員も行政も情報を共有するというのが大事なことで、すね。

行ってきてから、いわゆる常任委員会の関係のところを視察してくるわけですから、その担当のほうと、やっぱり情報を共有する。そして、全てでは私はないと思いますよ。それは当然、長期的なものもありますし、中期的なものもありますし、短期で取り組むべきものもあると思います。そうすると、八代市なら八代市の一つのビジョンの中でやっていくものもあるわけですから、全てを反映するということはできないかもしれませんが、それは要するに行政側との協議の中で取捨選択をして、取り入れられるものを反映していくというような考えで文章をつくったつもりですけれども、ふぐあいがあれば当然直していかなければならないと

思います。

○委員（増田一喜君） ということで、先ほど私も言いましたように、取り入れることができないというか、うちの特徴に合わないという部分は、それはやめときましょうという結論を出すということですね、方法としては。

○委員（松永純一君） 活用していくために視察研修に行って、今、出しておりますように、今までは仮に委員長一任とかで決めていったんでしょうけれども、そうではなくて、それぞれの委員会でもっと事前に勉強したり、テーマを決めたりするわけですから、おおむねいいところ、先進地を研修しようというのは変わらないんですよ。しかし、実際に行ってきた、じゃあ、それがよかったからといって、全て八代市に取り入れられるかといったら、それはやっぱり市としてのビジョン、いわゆる総合計画とかですね、そういうのも長期でやらないといかぬ、中期でやらないといかぬ、短期でやらないといかぬものもあるわけですから、それを全てが反映できるとは思っておりません。その中で、いわゆる情報を共有する中で、協議をして取捨選択をしていくというようなことで書いたつもりですけど。

○委員（山本幸廣君） 行政視察における申し合わせ事項（案）という中で、この上段の3行をですね、しっかり理解すればですね、申し合わせをしていいものと、申し合わせをこれ以上はせんでよかばいと。いろいろと今までの先進地を視察した中で、物すごく反省論もたくさんあるじゃないですか。行って寝とるやつもおるし、はっきり言ってから真正面で寝とる者もおるしですね。

今、そういう時代で、地方議会も問われとるという中で、やっぱりどう改革していくかということもですね、これは大事だと思うんですよ。その中で、今、市民の方々にも議会のやっぱり活動というのはこういうことを……。ほと

んどの行政視察、会派の研修を含めてですけどもですね、市民の方々に自分たちの後援会だよりなり、そしてまた市政の報告なりをしなければですね、ほとんどホームページも記載をしないしですね。ただ、復命書はいつも眠っておるだけの復命書なんですよ、あえて言えば。ただ、自分たちがやっぱり行政視察に行く以上は、やはり、はっきり言って予算が伴うわけですから、それ以上のことをやっぱり先進地で学んで、調査をしながらですね、それを復命書としてから、確固たるこういう一つの日程で、こういう研修をしてきたんですということは残さなきゃいけない。やっぱりそれは必ず旅費等にかかってくるわけですから。

そういう流れは、今までもやっぱり先人、先輩がつくってきたと思うんですけども、地方議会の今の現状では、どうやって行政視察の申し合わせ事項をつくったらいいのかということをですね、みんなが理解しなければですね。それは厳守しましょうと。下の6項目をですね。

一番の問題は、やっぱり自民党さんからも成松委員がよく御質問しよった中で、行くときも、やはり行政の職員が、係長なり、担当なり職員はぜひとも視察に同行してほしいと、これをやっぱり言われますんでから、絶対同行してもらわないといかぬと思うよ。執行部に対して、それはやっぱり提案していく。6番目なんですけどですね。

あとはもう日常のことだと思うんですよ、申し合わせの中では、日ごろ行政視察に行く、先進視察に行くならば。6項目の中でですね。じゃあ、それをどうやって私たちは反映していくかと、市民に。議会の改革もどうやってこういう申し合わせで改革していこうというための申し合わせだと思うんですよ。そういう中で、6項目を、修正するところは修正をするし、このままでよければこのままでいいという。

そういう中で、委員長、議事進行していただ

ければなど。このままで、今、増田委員が言われるように、ちょっと市政への反映等については。まだ（案）ですから。それはどんどん意見は意見としてですね、出し合っていたきたいと思います。

○委員（中山諭扶哉君） 先ほどからですね、話しているとおりですね、行政の方たちも非常に予算が厳しくなって、そういう先進地に行けるような場面がですね、恐らく大分少なくなったんじゃないかなというふうに思うんです。私たちはですね、こうやって貴重な行政視察が公費でできるわけですから、それを持って帰ってきて、それを市政に反映してもらおうというようなことは非常に重要だと思いますし。また、その準備の段階でですね、今度、視察にこういうところにこういう目的で行くんだけど、それをどういうふうに思うとか、そういう所見を聞くことも非常に重要で、またそれをするによってですね、見方がですね、非常に行政視察に取り組む見方も変わってくるんじゃないかなというふうに思いますし、あり方がもっとももっとよくなっていくんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。

○委員（山本幸廣君） 執行部の今のですね、職員の研修費用というのは物すごくふえているんですよ。ふえていますよ。けども、議会に対しての職員の同乗——。（委員長野崎伸也君「随行ですよ」と呼ぶ）随行ですよ。これについてはほとんど年々減ってきてましてですね、それについてはやっぱり議会が、きょうは議長も出席しておりますので、それは議会の議長が執行部に申し入れをすればいいわけですから。そこあたりについては申し入れをしていたきたいと思いますね。

○委員長（野崎伸也君） その件についても、4番のほうに記載があるように、ぜひ行ってほ

しいなというような思いで記載があるのかなというふうには思います。

あと、皆さんからですね、今の時点で、じゃあ、ここは少し修正したほうがいいとか、意味ば少し聞いておきたいというようなところがあれば。

○委員（古嶋津義君） 今回、提案されたものの、こっちは改革クラブからたたき台で書いてあって、松永副委員長のほうから説明がありよって、あらっというふうに聞いておりました。ただ、この御提案された案を見てみますと、大きく3点だろうというふうに思っております。

2点目のですね、事前に勉強をする委員会を開催するという、これは大変大事なことだろうなというふうに思っております。私どもが会派で行く場合は、現在は事前にちょっと会派だから勉強会をするので、そのときに資料をお配りしてやっとなる状況ですが、委員会の場合はその辺まではちょっと行っていないようですが、これは大事なことであらうというふうに思います。

それと5番目の、委員のそれぞれが復命書を作成し、委員長は視察の総括を作成するということでありますが、これは先ほど副委員長からありました所感を含むということで、復命書のほうは普通の委員は所感ぐらいでいいんじゃないかなと、復命書については委員長のほうが書いていただければなというふうに思っております。

それから6番目の、おおむね1カ月以内に視察の内容を話し合う委員会を開催をしと。これも大変大事なことだろうと思いますが、おおむね1カ月以内ということではなく、なるべく早くのほうがいいのかなというふうに私としては。忘れますので。

それと、費用弁償の件がちょっと出ましたが、この辺のところも考えるとところじゃなかろ

うかなと。これは費用弁償は要らんとじゃなかなかと私個人では思いますけれども、その辺のところは少し踏み込んだ案だろうというふうに私自身は感じております。これも多分持ち帰りになると思いますので、会派に持ち帰って、その辺のところは説明をしながら議論したいと思います。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員（松永純一君） ありがとうございます。実はですね、正副委員長と提案のところと、ということだったものですから私のほうからちょっと説明させていただいたんですが、2番目のですね、言われました、視察前には調査目的の内容を事前に勉強する委員会を開催し、委員の共通認識を図るとありますよね。私はですね、個人的にはこういうものを申し合わせ事項に入れて、八代市議会の議会、議員のレベルがですね、問われはせぬかなと私は実は思ったんですよ。ただ、重要なことではありますので、これをどうやって残すかというのはあるんですけども、他市の人が見ることはないかもしれんですけども、もしこういった申し合わせを八代市はしとるというときにですね、八代市議会の議員のレベルはこういうものかとなる場合もあるんじゃないかというのは心配しましたけれども、きょうはたたき台だったので、入れさせていただきました。

○委員（古嶋津義君） 私も会派の場合は、現在は1週間ぐらい前にちょっと資料を渡してちゃんと、大枠は私が説明しますので、きちんと勉強しとってくださいと。自分がどういうところを質問するか、そこまでしとってくださいとは言っております。確かに、今、副委員長が言われていましたように、その辺のところですね、ちょっと難しいところかと思いますが、委員会ではなかなか勉強会はしませんので、きちんと委員長さんのほうから資料を早目に、担

当箱に入れたらちゃんと読んでからですね、勉強しとけば問題ないということだろうとは思いますが、この辺のところはまた委員長、副委員長でちょっと検討していただきたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。副委員長もですね、言われたとおりのところかなというふうには思うんですけども、事実、実際、今、委員会を開催して勉強会を事前にとすることはやっていないというのがありましたので、皆さんの共通認識を図っていただきたいというところで掲載があるのかなというふうに思います。

これも含めまして、皆さん方の御意見を総括すると、持ち帰り、もう一回というところだろうというふうに思いますので。文言の修正ですね、何点か今出していただきましたので、そこについてはこちらのほうで修正をかけたというふうに思います。改めて会派に持ち帰っていただいて、修正も含めてございましたらですね、また次の会議の中で検討していきたいというふうに思います。

それでは、この件に関して、一旦会派に持ち帰り、次回の委員会において引き続き協議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。それではレジュメに戻らせていただきます。

⑤議会のＩＣＴ化、タブレット導入などについて、各会派での協議内容等について披瀝いただければというふうに思います。どなたからでも結構でございますけれども。前回ですね、議会のＩＣＴ化の関係については、まず、鏡の議場周辺のＷｉＦｉ環境の整備を追加してお願いをしたいということがありました。また、タブレットの導入に際してということでは、それをいろんな販売等をされている業者さんのところ

からデモンストレーション、説明等をですね、議会のほうにいろいろと先進自治体のほうで入られているところとかたくさんあるということでございますので、そういったところの話を聞いたらどうかというようなこともございました。

また、若年、年配の議員の方、議員それぞれ年齢差がありますけれども、少し抵抗感がある方がいるんじゃないかというようなこともありましたし、そういった話の内容でございました、前回のほうは。それも踏まえてということでお持ち帰りいただいたわけなんですけれども、会派での協議内容についてお知らせいただければというふうに思います。

○委員（古嶋津義君） 結論から言いますと、うちのほうではもう少し研究してみようじゃないかということでございました。例えば、委員長が今言われるように、年が上から下までおりますので、なかなかなじめない人もいだろうと。それと、一般質問の途中、本人が一般質問じゃなくて、聞いている間にいじくって何しよるかわからんとじゃなかったらうかと、そういう心配もちょっと出ましたので、その辺のところをもう少し、先進地のあたりをしっかりと勉強しながらもう少し研究したほうがいいんじゃないだろうかという結論でございました。

○委員長（野崎伸也君） 今の件については、タブレット導入の関係かなというふうに思います。

○委員（古嶋津義君） そうです。

○委員長（野崎伸也君） あと、ＷｉＦｉとか、連絡網の関係については何かなかったですか。

○委員（古嶋津義君） そこまで見るかなという話が出ました、連絡なんか。ペーパーならちゃんと文書が来ますので、何月何日に委員会の開催とか、きちんとわかりますが。

○委員長（野崎伸也君） この間、御説明のと

きはですね、即座にそれに移行するというようなことはしませんということです。電子媒体での連絡、プラス現状の紙ベースでの連絡というのも併用してもうやっていきたいと思いますというようにしたことでしたけど、そちらも何もなかったですか。

○委員（古嶋津義君）　そこはうちは出なかったです。

○委員長（野崎伸也君）　そうですか。

ほかにございますか。

○委員（増田一喜君）　うちもですね、機械的なものだから、使い方を何回か勉強会をして、うまく使えるようにというのが一つありました。

それと、タブレットって、今ちょっと言われたけど、タブレットで連絡何とかと言ったら、タブレットを個人用に与えられて家にも持って帰ったりとか、そうすることを意味するんですか、連絡網がどうたらというのは。今、電話とかがあったりするけど。今のはどういう意味なんですか。ちょっとわかりづらい。

○委員長（野崎伸也君）　前回の提案の文面とかですね、あれを見ていただきたいんですけども、タブレットについては個人が所有するものを使用いただくと。通信費に関しても個人負担というようなことでございます。

連絡網についてはですね、今、それぞれ個人の方がいろんなもの、携帯電話もありますし、スマートフォンを使っておられる方もおられると思います。パソコンの連絡先があるかもしれません。それは使っておられる方の媒体はそれぞれで結構と。こちらの事務局のほうからいろんな部分で連絡をしていきますということです。そこはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

よろしいですか。例えば、増田委員が携帯ば使っとらすというようなことであれば、何月何日、委員会の開催ばしますというときには携帯

のほうにメールが来たりとかというふうな連絡網ということになります。

○委員（増田一喜君）　ということは、タブレットも自分で個人持ちのやつに来るという意味ね。

○委員長（野崎伸也君）　タブレットには限定せぬでよかと思います。タブレットを持っている方はタブレットでもよろしいですし、パソコンならパソコンでも結構かと思います。

○委員（増田一喜君）　ということは、議会の中でタブレットなんかを使うという意味じゃないんですか。

○委員長（野崎伸也君）　いや、議会の中でです。

○委員（増田一喜君）　使うんでしょう。

○委員長（野崎伸也君）　はい。

○委員（増田一喜君）　それを個人で持てということ。

○委員長（野崎伸也君）　はい。

○委員（増田一喜君）　そしたら、もう一つね、心配なのは、タブレットもスマートフォンもいろいろなインターネットで情報が入ってきますよね。それが今、古嶋委員さんも言われたように、何が入ってくるかわからないと。議会中に、だから皆さんには見えないんですけど、何かほかの情報、今、週刊誌の記事とか、新聞記事なんかも見れますよね。ああいうのを見てるとか、その心配がちょっとあるということです。なかなかそれをするのに、何というのかな、議会は議会の中では議会に関係することだけしか見れないというようなこともやりにくいけぬのかなという気はするけど、それを規制するというのもなかなか難しいんじゃないかな。どんなもんですかね、それは。

○委員長（野崎伸也君）　前回ですね、鳥羽市議会ですかね、先進地として見に行かせていただいたときも、そういった話も出たんじゃなかったかなというふうに思います。ある意味、議

員の中のモラル的なところで運用しているんだというような話だったかというふうに思います。あと、それで足りないというようなことであれば、あえてじゃありませんけれども、今までの例のように、申し合わせ的なところですね、つくるべきじゃないかなというふうには委員長としては思います。

○委員（増田一喜君） だけど、モラルというのはあれでしょう、性善説で、こういうモラルでこういうことはだめなんですよと言ってもできない。だけど、今度は申し合わせで規制するみたいになったって、それは現実にとこまで行けるかとなりますよね。本当に誰も見えない、自分だけこうやって見とったらわからない。なかなかこれは難しいものだなという気はするんですけどもね。

確かにペーパーレスにはなるんでしょうけれども、だけど、それはそれとして、今度、小さな画面の中で見ると、比較しようとしたときにうまく使えない人はできないんですよ。かえてペーパーで2つ並べたほうが見やすいということ。機械は便利かもしれないけれども、そういう煩わしさが今度は出てくるというのがあるんだけどね。だけん、もうちょっとスムーズにできるんですよというのが皆さんに伝わらないと、なかなか使えないんじゃないかなと。

それと、今、ガラケーというんですか、あれを持っている人と、スマートフォンを持っている人と、今みたいに自分の持っているやつを使いなさいよとなってきたときに、スマホなんか買いたくないという人はどうなるのかなという気もするんだけど。

○委員長（野崎伸也君） まず、最初のほうはですね、いきなり全部それに移行するというような提案じゃないんですよ。最初に言いましたように、それを使いたい人はそれを使ってくれと、持ち込みも可にしますよというようなところなんです。資料は紙でやっぱり見たいとい

うことであれば、それも可とすると。これまでどおり紙で配ってもらうというようなことを並行してやっていきたいと思います。少しずつなれていって、最終的にはそういうICT化のほうに移行できればなというふうなところで御提案をさせていただいていると。

あと、自分の使えるものば使ってもらえば結構ですので。連絡網としてはかなり簡単だと思いますよね。メールは多分誰でもされていると思いますので。そこは非常に重要なところだと思うんですよ。やっぱり災害的な部分があったときに、電話連絡で連絡がとれないというようなことではやっぱり。なかなか迅速な部分でですね、非常に重要なかなというふうには思います。

わざわざ何か買うてからやってくれという話ではございません。だけん、とりあえず議会としてそれを導入しましょうと。ただ、どっちもこれまでどおり紙での配付もありますし、それを電子媒体を使ってもいいしというふうなところでの御提案になりますので。少しずつ進めていこうということでございますので、一気に電子化というふうなわけではございません。皆さんが持っているものを使っていいただければ結構かというふうに思います。携帯電話であれば、携帯電話で結構ですし、スマートフォンであればスマートフォンでも結構です、タブレットであればタブレットでも結構かというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 連合市民クラブからの御提案でありますので。まずは議会のICT化を進めようということは一つの時代の流れだと思うんですよ。これだけの国際化社会になってきたわけですので。

今、マスコミ等が報道している北朝鮮とか、アメリカとかですたい、中国とか、ロシアとか何か、このようなアジア周辺を見ても物すごい緊迫。やっぱりそういうのを含めればですね、

ICT化というのは進めていかないかん。

その中で、情報の発信の強化なり、議員同士の連絡網の整備、さらにはタブレット活用をするという。そういう中で、メリット・デメリットは必ずあると思うわけですよ。我々なんかデメリットあるもん。もう年寄りだけんでから、はっきり言ってからファックスば送ってくればよかばいという。議会ではこういうことかどうか、思うし。

けども、一つのやっぱり時代の流れというのは、これは絶対それに乗っていかないかぬと。それはやっぱり、全国の議長会もあるんですけれどもですね、ここら等についてもやっぱり、ある程度、全国議長会で承認、予算要求でもできるようなですね、体制をこれから今後並行していかないかん。これは個人で購入せないかぬという中でも、やはり議会についてICT化が進めばですね、それだけの設備投資をせないかぬとですよ。投資をしていかないかん。

個人的に単なる情報云々ならばですね、携帯でもよかですし、タブレットでもいいんですけども、全体のICT化を進めれば、やはり議場のICT化の整備を、きちんとよそに負けないような整備をしていこうと。それについてはやっぱり、議員同士じゃなくしてから、議会だけじゃなくしてから、市民に対してもですね、そういうのが発信できるような、そこまで考えていくようなですね、ICT化を進めていけばなというふうには思っておりますので、物すごくこの連合市民クラブの提案については賛成です。

ただ、やっぱりそれはどうしても共通認識も要るし、まだそれはやっぱり研修も重ねていかなければ。やっぱり全員がそれを理解してもらわないといかんもんだけんな。一部じゃいかんもんだけんですね。

そういう中で、この前、鳥羽のほうに行って研修してきた中で、一長一短あるわけですね

でから、八代市にはこういうのが一番いいんじゃないかというのを最終的に申し合わせをしていくと。これは情報も申し合わせをしなければですね、ここまではこれぐらいでやっとうやと。専門的な分野のときにはどんどん、いっぱい、はっきり言ってから入っとるけん。利用できるけん。俺たちははっきり言ってガラケーだけんでから、はっきり言ってから幾つか見らんけんから、増田委員が言うように、見らないようにしとるわけだけんでから、逆に。そういうことも——。（「メールと電話ばかり、ガラケーは」と呼ぶ者あり）ガラケーはそげんでしょうが。そういう中でも進めていこうと私は思います。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員（増田一喜君） ちょっと余分なことかもしれないけども、今、議場とか、委員会には大体、原則として、原則というか、電話、録音機、写真機とかというのは持ち込めないですよ。 unnecessaryな新聞なんかも、雑誌も持ち込めないというふうになっているけれども、申し合わせしましてこれを決めたら、これはいけるのかな。今はスマートフォンで、写真から録音、そういうのまで全部できるようになっているから、持ち込めないものが持ち込めますとなると、そういうふうなことになるからね。

以前は、携帯電話でも議場にはカメラを持ち込んじやいかん、電話を持ち込んじやいかんと言われて、でも、こっそり持ち込んできて後ろでカシャカシャやって撮っていた人もいたようなんですけれども、そういうことは今の話では余分なんだろうけれども、どんなですか、事務局のほうはこれは。決めればそれでオーケーかな。

○委員長（野崎伸也君） 事務局、今、質問が来ていますけれども。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 議会のその辺は自律的な部分になりますので、議会でお決

めになったとおりでございます。（委員増田一喜君「いけるというわけや」と呼ぶ）はい。

○委員長（野崎伸也君） 補足しますけど、そういうところがあるから、導入する、導入したいというようなことでございますので、導入するとなったときには、やっていきたいと思います。導入するとなったときには、そこは可になるわけですよね、持ち込みが。それをお願いしたいということですよ、まさに。

○委員（増田一喜君） ほんと先走るけれども、じゃあ、傍聴者のほうはどうなるのかな。傍聴者はやっぱり別になるわけ。議員にはそれでいいけれども、議員が持てないから、私は傍聴者も持てないというふうに、ある意味では感じているんだけど、そこはどういうふうに判断したらいいのかな。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 傍聴者に対してはですね、傍聴規則というので規制がかかっております。議員さんについては特に規制はないんですが、長年のそういった暗黙のルールという中でですね、今まで来ておりますので、新たな取り決めをなされればその取り決めに従って進めていくことになると思います。

○委員長（野崎伸也君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員（中山諭扶哉君） 今の言われている部分ですね、非常にモラル的な部分を感じるんですけども、私たちが考えている以上に、恐らく進んでいる部分がＩＴ化の部分ではあるというふうに思いますし、もしも必要であればですね、電波を遮断するというのもできるような時代ですから。どこまでやるかはですね。携帯もスマホの電波もですね、遮断することができる時代ですから、どこまでやるかというところにそこら辺は入っていくんでしょうけれども、会派としてはですね、ぜひですね、今、あったような提案とかですね、説明、取り組みをですね、ぜひ進めてほしいというのが会派からの回

答でございました。

またですね、天草市とかですね、先に導入されているところ、近隣のところでもですね、ぜひ行ってはどうかという声もありましたし、いいところ、悪いところはもちろんあるというふうなことですけど、それもですね、検討材料の一つとして考えていくことが必要じゃないかなというふうに思いました。

また、タブレットについてもですね、パソコンの持ち込みもオーケーな議会もありますからですね、タブレットに関しても、値段もですね、１万円代からあるような時代ですから、そこまで個人の負担にはならないんじゃないかなという部分はですね、思っております。

以上です。

○委員（松永純一君） 山本委員——私たち未来で協議したことにちょっとつけ加えますとですね、連合市民クラブさんが提案しておられるのは４点あったんですね。１番目が情報発信の強化、２番目が議員連絡網の再整備、３番目が議会におけるパソコン、タブレット等の活用、４番目がＷｉＦｉ環境の整備ということでした。

３番目の議会におけるパソコン、タブレットの活用は、今、皆さんが言われたようなことがありますのでですね、すぐ取り組める問題じゃないと思うんですね。いろいろ温度差のあることもありますし、また本当に大丈夫なのかというのもありますしですね、よほどこれはまだ検討していかなければならないことがあります。ただ、うちの代表が言いましたように、ＩＣＴ化についてはですね、やっぱり進めていくという方向でいかにやいかんわけですね。その中で、１番目の情報発信の強化、これをもう少し具体的に説明してもらいたいところもあります。

それから、議員連絡網の再整備、これはこの前熊日でですね、熊本市さんがＳＮＳで取り組むという記事が。切り抜いとけばよかったんで

すけれども、この2つについてはですね。

それから4番目のW i F i 環境についてはですね、今、会派室もないしですね、再選後は会派室をつくるというような申し合わせもあったようですけれども、それらができてからどうするのかということになるだろうと思うんですね。

ですから、私はできれば1番目と2番目ももう少し内容を具体化していただいて、そして3番目のパソコン、タブレットは方向性はそうだろうと。しかし、勉強会や研修会やいろんな取り決めをですね、していかなければならないと。W i F i 環境についても、これは今すぐするという事じゃないだろうと思うんですね。会派室もないところでですね、それはやっぱりちょっと無理だと。だけん、そういった会派室とかがこの中で整備されたときにするのか、あるいは新庁舎を建設するときにそういった整備をするのかというような大まかなところはですね、決めてもいいと思うんですけれども。

熊本市あたりが熊本地震によって議員連絡網の再整備あたりをしておるという記事が実際にありましたので、この1、2については、もし、できるものであればですね、もう少し内容を具体化して、わかるようにしていただいて取り組めればというふうに思います。

というような意見です。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

○委員（山本幸廣君） 今、副委員長が言われたとおり、また、中山委員が言われた中でもですね、やっぱり研修を重ねたほうがですね。模擬研修じゃないですけれども、やっぱり現場をですね、傍聴に行ってますよ。説明を聞くよかな、そのときに我々が傍聴に行ってその模様をですよ、風景というか、その現状を見るというのが一番ためになるような気がするわけですね。そぎゃん思わんですか。私はそぎゃん思う。やっぱ現場を見たなら、ああ、こういうの

をやっとる、こういうのをやっとると。後から総括でいろんな意見を聞いて。

大津に行ったときには、やっぱりペーパー資料ばかりだったけんね、説明というのが。わからんたいな、やっぱもう。どぎゃんとば扱いよっかよくわからんし、ただ資料だけもろうて説明は聞くばってんたい。

そういうところは、今、中山委員が言われたように、委員長、前に進めていく中でですよ、一つ一つ解決できると思う。2つぐらい今、ありますけんだから。先進地を……。天草が一番早か。

○委員長（野崎伸也君） はい、わかりました。

○委員（村川清則君） ただ、そのメリットはペーパーレス化と書いてあるのが気になっただけです。どこかの管外視察に行ってますね、導入したけれども、結局、ペーパーレス化にはつながらなかったというあれがあったんですよ。例えば数年前のデータとちょっと比較するときに、タブレットじゃちょっとできんかなと思っただけ。紙ならば簡単にできるけど。うちの会派では、俺らがやめた後、入れたいというような話がありました。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

皆さんからいろいろ意見をいただきましたけれども、連絡網の関係についてはですね、特段、皆さんの反応が悪いような感じではなかったというふうには思うんですね。皆さんが使っている媒体にこちらから配信をさせてほしいというやつ。あわせて今の紙媒体でののがきだったり、封書だったり、そういったところも並行して行っていますよということです。ただ、私は、紙媒体はもう要りませんと、各議員からですね、私はこっちのほうで結構ですということであれば、そちらのほうに移行していくというような方法で進めていければというふうに思います。

今、松永委員からもありましたけれども、やはり災害が起きてからのことを考えての提案というのがありますので、それを受けてから自分たちの教訓としてですね、やったほうがいいんじゃないかというような提案でございますので。こちらのほうについてはですね、特に進める方向で行ければなというふうに思います。

ただ、今の皆さん方の意見を聞いていると、やっぱりタブレットの導入ですよ。議会に対して導入していくときに、非常に心配な部分があるんだというような部分で引っかかりがあるような感じがありましたけれども。

○委員（中山諭扶哉君） フェイスブックに関してはですね、いろんな方が上げられている部分もありますし、議会のフェイスブックって結構いろんなところでうつくられているので。情報発信の場としてはですね、一番いいところじゃないかなと思いますので、議会からの発信というところでは、ぜひつくっていただければなというふうに思います。

それと、連絡網のほうですね、例えば一般のソフトとかを使ってしまうと、情報の漏れとかですね、もしかしたら部外秘に関する情報とかもですね、行ってしまう可能性ももしかしたらあるのかなと思いますので、行政のですね、システムのほうとちょっと、こういうことってできますかというような感じでもですね、一回何か話を聞くことも必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。簡単にできるのであればですね、そういう連絡網、今、行政の中ではスケジュール管理とかに使われているような部分もありますしですね、そういうところもぜひ話を聞いてみたいなというふうには思います。意見交換をしたいというふうに思いました。

○委員長（野崎伸也君） 一応ですね、鳥羽市さんのほうでは、ツイッターのほうとかを使われているようなところですね。今、言われまし

た、若干研修ば少し入れたほうが、皆さんの理解も……。

○委員（村上光則君） 今、山本委員から言われたように、やっぱりそういう先進地があればですね、やっぱりそこを見たほうが一番よかったですね。我々も全然わからんとですよ。はっきり言って。恥ずかしい話けれども、我々にはもうわからんから、どぎゃんとなとっるかわかりませんから、そういうところを視察をして。時代の流れでしょんなかとは思いますが。そういう勉強もしたいと思いますので、まずはそういう先進地視察をしてやってもらえば。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

それではですね、御提案しているのが4点あったというふうに思います。情報発信の強化ということで、ツイッター、フェイスブック、ライン、そういったものを使って、若者向けですよ、簡単に議会の情報を取得できるような整備を行ってほしいというようなこと。これについても少し勉強をしたいというような御意見もございましたが、それでよかったですね。勉強したいというような話がありました。

あと、2番目については連絡網の整備ということですが、こちらについては皆さん方はおおむねいけるんじゃないかなというように思いはありますけれども、もう一度確認の意味を込めて、各会派でちょっと検討いただきたいというふうに思います。並行して行っていくというふうなところですので。（「ペーパーと」と呼ぶ者あり）ペーパーと。

○委員（山本幸廣君） 今の委員長の発言が一番大事なんですよ。私は個人的には、はっきり言ってから、携帯でラインが来っじゃないですか。ところが、自分が個人の携帯を忘れたときには、奥さんが家におってですね、家族が……。奥さんが一番大事なんです。だからファックスが一番よかったです。極端な話ですよ、今の

現状ではファックスが一番安全パイなんです
よ、はっきり言って。それをどうしても、IT
化が進んでいくから、それについてはやっぱり
共通認識の中で共通でスタートしていくという
のと、並行して考えていくという、これをやっ
ぱり認識を持っておかなければな。おいどみや
やっぱり嫁御だもん。ファックスで嫁御が大
事にやっぱりととって、ぴしゃっとしとらす
けんでから。あと、日程にずっと書き込んで、
それでするわけだいけんでから。携帯見たとこ
ろで後からわからんもん。いっぱい入ってくる
もんだいけんでから。（笑声）

○委員長（野崎伸也君） ということで、連絡
網の再整備については並行してやっていくと。
紙媒体もありますし、電子媒体でのというよう
なことでも進めていきたいと思いますので。そ
ちらの点についても、会派のほうでもう一回御
確認をいただきたいと思います。

あと、議会におけるタブレットの活用です
よね、持ち込みの件については先進地のほうを少
し見たいんだというような御意見が多かったよ
うに思いますので、近くで、天草というよう
なこともございました。少し天草市さんのほうに
ですね、照会をかけて、どういったところで見
せていただけるかわかりませんが、ちょ
っと確認はさせていただきたいというふうに思
います。

ただ、おおむね今の第3期の八代市議会とい
うようなところじゃなくて、新しい議場の関係
もですね、絡んでくるだろうというような話も
ありましたので、とりあえず、今このメンバー
で一回勉強はしたいというようなことですよ
ね。ということでまとめたいと思います。

あと、Wi-Fi環境についてもですね、今、
ここに会派室がないものですからというような
ことがありましたので、これも少し今後の検討
事項かなというようなところでまとめていけれ
ばというふうに思います。

ということで、次回までにですね、連絡網の
関係についてはですね、皆さん方、会派のほう
で協議のほうをお願いいたします。あとは、ち
よっと事務局と相談をしながら、視察できるの
か、できないのかも含めてですね、考えさせて
ください。

あと、中山委員から言われた連絡というか、
外への発信ですよね。今はホームページだけで
すので、それ以外のというようなところについ
ても、少し事務局とこちらの正副委員長で考え
させていただければというふうに思います。

それでは、何点か持ち帰りというのがござい
ましたので、そちらで御協議いただくように、
一旦持ち帰って協議いただくということによろ
しいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

続いて⑥、⑦というのが残っておりますけれ
ども、済みません、本日の協議はですね、この
程度にとどめられればなというふうに思います
けれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは本日の協議
はこの程度にとどめたいというふうに思いま
す。そのように決しました。

それでは次に、次回開催日について御協議
願いたいと思います。

取り決めでは、毎月第1及び第3木曜日とい
うふうになっております。そうなりますと、次
回は5月4日ということになりますが、ちょう
どゴールデンウィーク中と、中日になっており
ますけれども、いかがでしょうか。（「休みだ
ろ、5月4日は」と呼ぶ者あり）5月4日は休
みです。ゴールデンウィーク中ということにな
ります。

○委員（山本幸廣君） これはだめですもん
ね。その次の週は。

○委員長（野崎伸也君） その次の週は何かが入ってたんじゃないかったですか。５月がですね、非常に——。（「小会しましょうか」と呼ぶ者あり）小会しますか、１回。じゃあ、小会します。

（午前１１時２１分 小会）

（午前１１時２５分 本会）

○委員長（野崎伸也君） 本会に戻します。

それでは次回の議会運営委員会の開催日は、協議いただきましたとおり、５月８日月曜日、１０時からとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

つきましては、持ち帰りとなっております項目については、次回の会議までに意見集約していただきますよう、お願い申し上げます。

◎その他

○委員長（野崎伸也君） その他について、何かございませんか。ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 先走って言うばってん、政務活動費で、タブレットんごたつとは買われんと。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。議会事務局、項目であつたつかな。（「あるよ」「備品購入にすれば会派なら買わたつたいな」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 事務局、回答できますか。

○議会事務局次長（嶋田和博君） タブレットを個人個人にですね、購入することはどうかということで、実際、プリンターとかパソコン、そういったものを御購入いただいております。使い方次第ではあると思いますが、可能だと思います。（「個人になると」と呼ぶ者あり）

○委員（山本幸廣君） 私が議長的时候はですね、没収しました。会派んとば個人で使いよつたけんですね。その分については全額支払いしてもらいました。返還していただきました。それは一会派のところね。

○委員（村上光則君） 私もそういう経験があります。個人ではだめでした。

○委員長（野崎伸也君） 一旦小会します。

（午前１１時２７分 小会）

（午前１１時３０分 本会）

○委員長（野崎伸也君） 本会に戻します。その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） なければ、これで議会運営委員会を終了いたします。

（午前１１時３０分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２９年４月２０日

議会運営委員会

委員長